

# 所得区分の判定基準が変わります。

## 70歳以上のみなさまへ!

70歳以上で国保に加入している人(高齢受給者証をお持ちの人)と老人保健で医療を受けている人は毎年8月に所得を判定し、それぞれ4段階に区分しています。

今回、公的年金等控除の見直しと老年者控除の廃止・老年者に係る住民税非課税措置の廃止などの税制改正が行われたことで、今までの所得区分の判定基準が見直され、これにより所得区分が上がる人のために経過措置がとられます。

町から7月末に高齢者受給者証を全受給対象者へ、老人保健受給者証は負担割合が変わる人・経過措置対象者にお送りしますので、自己負担割合をよく確認してください。

※老人保健受給者証は負担割合が変更にならない人には送付いたしません。

### 税制改正に伴う経過措置の概要

公的年金等控除の見直し、  
老年者控除の  
廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、一定以上所得者になる人で所得か収入が次の表にあてはまる人は、負担限度額のみ「一般」を適用します。

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税課税世帯になるが、一部の人が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については、負担限度額及び入院時食事は「低所得Ⅱ」を適用します。

#### ●対象となる人

住民税課税者が合計所得金額125万円以下で、平成17年1月1日現在、65歳以上の人だけの世帯で住民税が非課税の者。



前期高齢受給者証・老人医療受給者証の一部負担割合欄が次のように変更になります。

#### 平成18年7月31日まで

一定以上所得者	2割
一般・低所得者Ⅰ・Ⅱ	1割

#### 平成18年8月1日から

一定以上所得者	3割(平成18年9月30日までは2割)
一定以上所得者(経過措置対象者)	3割(平成18年9月30日までは2割) ※自己負担限度額「一般」適用
一般・低所得者Ⅰ・Ⅱ	1割

#### 所得区分と各区分の負担割合等

所得区分	判定基準	負担割合	負担限度額		入院時食事代
			外来	入院	
一般	一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない人。	1割	12,000円	40,200円 (平成18年10月に改正)	1食 260円
一定以上所得者	70歳以上の国保に加入している人及び老人保健対象者のうち、1人でも一定以上の所得がある人が同一世帯にいる人。 所得及び収入の基準 ●課税所得額 145万円 ●収入額 高齢者複数世帯 520万円 高齢者単身世帯 383万円	2割 (平成18年10月から3割)	40,200円 (平成18年10月に改正)	72,300円 + (医療費-241,000) ×1% (平成18年10月に改正)	1食 260円
低所得Ⅱ	世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の世帯に属する人	1割	8,000円	24,600円	90日までの入院 1食 210円 90日以上の入院 1食 160円
低所得Ⅰ	低所得Ⅱに該当する人で、世帯全員の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる人。 ※年金の所得は控除額を80万円で計算します。	1割	8,000円	15,000円	1食 100円

※平成18年10月に一定以上所得者の負担割合、外来・入院時の負担限度額と一般の人の入院時の負担限度額が変更になります。詳細は国保の改正と合わせて広報やまゆり10月号に掲載します。  
※負担限度額を超えた分は、高額療養費として支給します。(前期高齢者は申請が必要になります。)  
※低所得Ⅰ・低所得Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をした場合に食事代の減額が受けられます。  
減額認定証の交付を希望される方は役場町民課に申請してください。現在、減額認定証が交付されている方は、7月31日で有効期限が切れますので更新の手続きをしてください。

【問い合わせ先】 町民課住民係 0267・32・3111(内線18番)